政策評価懇談会(第7回)議事録

1.日 時

平成16年7月9日(金)15:00~17:00

2.場 所

法務省大会議室

3.出席者

<政策評価懇談会構成員>

川端 和治 弁護士

(座長)島野 穹子 つくば国際大学産業社会学部教授

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

前田 雅英 東京都立大学法学部長 山根 香織 主婦連合会常任委員

六車 明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

<省内出席者>

樋渡 利秋 法務事務次官

土手 敏行 大臣官房人事課専門官佐藤 淳 大臣官房施設課付由良 卓郎 訟務部門訟務調整官大場 亮太郎 司法法制部参事官

八場 克太郎 可法法制部第 江原 健志 民事局付

甲斐 行夫 刑事局参事官

西田 博 矯正局国際企画官

柿澤 正夫 保護局参事官 釜井 景介 人権擁護局付

上原 巻善 入国管理局入国管理企画官 阪井 博 法務総合研究所総務企画部付

森田 正巳 公安調査庁専門職

高橋 裕紀 大臣官房秘書課広報室長 太田 正孝 大臣官房秘書課情報管理室長

<事務局>

倉吉 敬 大臣官房秘書課長

黒川 弘務 官房参事官(総合調整担当)

津本 充俊 大臣官房秘書課政策評価企画室長

4.議 題

討議

平成15年度法務省事後評価実施結果報告書(案)について

5.配付資料

資料1:政策評価に関する動き

資料2:行政機関が行う政策の評価に関する法律

資料3:行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

資料4:政策評価に関する基本方針

資料5:法務省政策評価に関する基本計画

資料6:法務省事後評価の実施に関する計画(平成15年度)

資料7:法務政策フォーラム設置要綱 資料8:「政策評価懇談会」構成員名簿

配付冊子:平成15年度法務省事後評価実施結果報告書(案)

6.議事

(会議の冒頭,法務事務次官の挨拶の後,本会議の公開のあり方について議論され,会議 後に議事録を公開することが決定された。)

島野座長:それでは,法務省における政策評価の取組状況及び本日の審議内容について 事務局からご説明願います。

黒川官房参事官:法務省における政策評価の取組状況等についてご説明させていただきますが、まず、配布資料を御確認いただきたいと思います。本日、配布させていただいたのは、「平成15年度法務省政策評価事後評価実施結果報告書(案)」の冊子、それから、資料1から資料8としまして、資料1は政策評価に関する動き、資料2から資料6までは政策評価に関する法律を含めた基礎資料、資料7はこの政策評価懇談会の位置づけが明確になっている設置要綱となっておりまして、資料8は委員の皆様の名簿とさせていただきました。

それでは、法務省における政策評価の取組状況をご説明させていただきます。まず最初に、ご説明するまでもないかと存じますが、政策評価の概念でございますが、政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること」でありまして、その目的は、国民に対する行政の説明責任を徹底すること、国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることにあります。資料2としておりますが、平成13年6月22日に成立した「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、いわゆる政策評価法に基づき、資料4の「政策評価に関する基本方針」が閣議決定されたことから、法務省としましては、資料5の「法務省政策評価に関する基本計画」を策定し、平成14年度以降は、年度当初に「法務省事後評価の実施に関する計画」を策定し、これらに基づき政策評価を実施しているところであります。

政策評価法には、政策を決定する前に行う事前評価と、政策を決定した後に行う事後評価の区分があり、法務省の基本計画においては、「事業評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」、「実績評価」を採用して、事前評価と事後評価を実施しておりまる。これに、「事業評価」とは、行政活動の評価方式について簡単に説明いたしますと、「事業評価」とは、行政活動の事を対象として、事前の時点で評価し、かつ、途中や事後の時点で検証するというものですが、これは、事業等については、利害得失を個別具体的に比較検討して選択を行うことが必要となる場合が多く、行政上の一連の行為の実施が、国民生活や社会でですが、「実績評価」とは、政策の財政支出を伴うものについて、事前の時点ででで、「与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事前のものででで、「実績評価」とは、政策の達成度合いについての情報を提供することを書に、「実績評価」とは、政策の達成度合いにもので、「実績を測定するものでから、対明責任を徹底する観点から政策の実施によって実現しようとすることをあらが、対明責任を徹底する観点から政策の実施によって実現した成果を分かりやすく示国に対するとともに、その達成度合を把握し、実現された成果を分かりやすく示

し、併せて、行政活動の効果を点検し、必要であれば改善等を行い、政策の質の向上を図っていくものです。最後に、「総合評価」とは、特定の課題について、多角的な観点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼とするもので、政策・施策を対象とし、政策・施策の導入から一定期間を経過した時点を中心に実施するもので、特に、これまでの取組を見直し、新たな政策展開を行おうとする際に実施することが求められるものであります。

法務省の政策評価は,以上の3つの評価方式により,政策評価を実施しているところでございますが,配布した「平成15年度事後評価実施結果報告書(案)」をご覧になっていただくと明らかなとおり,主に実績評価方式を採用しております。実績評価方式につきましては,先ほどの説明と重複いたしますが,あらかじめ達成すべら式でありますが,法務省の主たる任務は,基本法制の維持・整備,法秩序の維持の工でありますが,法務省の主たる任務は,基本法制の維持・整備,法秩序の維持、国民の権利の擁護等であり,政策の特性上,達成すべき水準を適切な指標を用いて,数値で表すなど具体的に特定することが困難な政策が少なくないという課題ので、数値で表すなど具体的に特定することが困難な政策が少なくないという課題のでいます。法務省といたしましては,政策の特性を勘案しつつ,可能な限り目標の確保に努めるなどして課題に対応していきたいと考えておりますが,この懇談会の委員の皆様の御意見も参考にさせていただきながら,法務省の政策・施策が国民の皆様に理解されやすいような政策評価を実現したいと考えておりますので,忌憚のない御意見を賜りたく,よろしくお願い申し上げます。

続きまして,本日の審議内容についてご説明いたします。本日は,席上に配布させ ていただいております「平成15年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」につい て,御意見を頂戴したいと考えております。この報告書(案)は,事前に皆様に送付 させていただきましたが,法務省が平成15年度に実施した政策についての事後評価 の実施結果を取りまとめたもので,資料5の「法務省政策評価に関する基本計画」と, 資料6の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づくものでございます。評価方 式ごとに,事業評価方式による評価の結果,実績評価方式による評価の結果,総合評 価方式による評価の結果の順にとりまとめておりますので,個々の施策の具体的事項 については、御質問等があれば、担当部局からも説明させていただく準備をしており ますが,委員の皆様には,それぞれ,専門的知見,あるいは,有識者としての国民の 視点から、法務省の施策の実施状況について、評価的なご意見をいただければと思い ます。また、政策評価の目的の一つは、国民に対する行政の説明責任を徹底すること にあり、この報告書も、公表することとなりますので、公表するものとして説明不足 であるような点があれば,併せてアドバイスをお願いしたいと思います。なお,報告 書2ページからの「法務に関する研究」につきましては,平成15年度に実施した施 策の事前評価及び事後評価の実施結果を記載したもので,これについては,既に,法 務総合研究所において,内閣総理大臣決定「国の研究開発全般に共通する評価の実施 方法の在り方についての大綱的指針」に基づき設置した学識経験者等による「研究評 価検討委員会」で個別の評価をいただいているところですが,これにつきましても, 本日,ご意見をいただきたいと考えています。また,報告書116ページからの「法 制度の整備について」は,基本法制の整備を終えた後に評価を行うこととしていると ころでありまして、そのため、本報告書は、中間報告的な内容であり、評価を行って いるというものではありませんが,これにつきましても,ご意見等がありましたらご 指摘などお願いしたいと思います。

次に、この報告書の公表についてでありますが、昨年開催された経済財政諮問会議において、総務大臣から、「各府省に対し、評価結果の予算要求等への適切な反映のため、できるだけ6月まで、遅くとも予算要求等の期限である8月末までに政策評価を実施し、評価書を公表するよう督励する」旨の発言があり、また、政策評価の専担組織である総務省行政評価局長から、各府省に対し、「政策評価書については、原則

として政策の企画立案作業が行われる前に,遅くともその作業過程の途上において,当該政策の企画立案部局に提供できるよう作成すること」との申し入れがなされたこと等を踏まえ,法務省としては,8月第1週までにはこの報告書を公表したいと考えています。そのため,本日,この報告書(案)の全体にわたって,ご意見を伺わせていただきたいと考えていますが,伺わせていただいたご意見については,報告書の記載を修正すべき点は,検討させていただき,また,ご意見をいただいたことについて,この報告書に明記する形で公表させていただきたいと考えておりますので,よろしくお願いいたします。法務省における政策評価の取組状況,本日の審議内容については,以上のとおりであります。

島野座長:ただいまのご説明に対してご質問等があればお願いします。 (意見等なし)

島野座長:ないようですので,本日の討議内容の平成15年度法務省事後評価実施結果報告書案についてご議論いただきたいと思います。進め方としましては,先ほど,3つの評価方式を採用しているとのご説明がありましたので,評価方式ごとに,ご質問,ご意見を伺ってまいりたいと思います。初めに事業評価について,まず事務局から,評価の概要についてご説明願います。

津本室長:それでは,事業評価方式を使用する政策の評価の概要についてご説明申し上げます。平成15年度においては,「法務に関する研究」を対象に評価を実施しました。報告書2ページの「法務に関する研究」をご覧下さい。平成15年度は,犯罪白書の作成と実態調査を踏まえた犯罪被害に関する研究等について調査研究を実施した結果,各研究題目に沿う目標に対する研究結果を得ることができ,現在継続中の研究を除くものについて,全体的に計画当初に想定した所期の成果を得ることができたと考えているとしています。

島野座長:ただいまのご説明についてご質問等あればしていただきたいと思うのですが。 秘書課長:法務総合研究所から,今回の評価ではこういうところに特色があるということを補足説明して下さい。

法務総合研究所:例えば,5ページ目で説明しますと, で平成14年度犯罪白書の英訳版を作成したということをご説明しているところ,6ページの評価にありますように海外の複数の研究者に絶賛されているとの高い評価を得たということがあげられます。

島野座長:それでは座長から質問いたしますが,評価の手続というか,評価の手法はど のようなものでしょうか。

法務総合研究所:評価手法につきましては,2ページの下の欄にありますように,国の研究開発評価に関する大綱的指針にのっとりまして,平成12年に立ち上げました研究評価検討委員会において行っています。毎回その場で前年度の研究結果をご報告するとともに,当該年度以降の研究予定もご報告させていただいています。いずれの報告についても評価を受けておりまして,今回はその評価結果をご報告させていただいています。なお,その評価結果の概要はホームページにて毎年公開しております。

島野座長:その評価結果の概要をさらに要約したのが6ページの評価になりますか。

法務総合研究所:はい。6ページの評価は基盤的資金による研究に対する全体的な評価 です。

島野座長:ありがとうございました。

六車委員:6ページの上の評価の箇所に2つ事項が記載してありますが,1つは研究の全体的なことを記述していて,1つは英文の白書について評価しています。英文の白書についての評価は,どちらかというと部分的なことなので,ここで取り上げるほど大きなことなのかと思いました。初めの記述と次の記述のギャップが大きいと思います。また,英文白書が絶賛されたという評価ですが,白書の中で何が良かったのかがここではわからないと思います。こういうところが海外の研究者にとってよかったということがわかるように記載すると良いと思います。

島野座長:六車委員の趣旨は白書についての記載部分を削るという趣旨ではなく,せっ

かく白書のことを書くならば,海外の研究者にどのような内容が評価されたのか記載 したほうが良いという趣旨だと思われますので,法務総合研究所で検討していただけ れば良いと思います。

- 田辺委員:基本的に,研究開発の分野については多くの場合ピアレビューを行っていると思います。ピアレビューを行っているということと,あとは具体的にどういう評価が行われたということを評価書に記載すれば良いと思います。ただ,事前評価の概要のところで,事前に何をやるのか,研究計画にチェックをかけてる部分があると思いますが,特に15年からの新規に行う研究については,その情報をフィードバックした方が良いと思います。他方,事後評価の中身に関しては,ピアレビューを行っていますからこういう形で行ったということを淡々と書けば良いのかなと思います。あと,事前評価の内容と事後評価の内容についてはうまく書き方の区分けが整理されていないと思います。
- 法務総合研究所:まず,六車委員の質問なのですが,研究評価検討委員会が終わったばかりで,議事録等をまとめている段階なのですが,ホームページには,全体評価と個々の研究につきましても評価の内容等が詳しく載っています。田辺先生からご指摘のあった評価書の記載振りに関しましては,今後の検討課題とさせていただきます。
- 田辺委員:2年間で行っている研究については,基本的には2年目のアウトプットがどう評価されたかを書けば良いと思います。研究1年目の中間的な結果については大幅に省略して良いと思います。
- 法務総合研究所:研究結果検討委員会では,研究1年目におきましても経過を報告して 委員の評価を受けていまして今回はこういう形になったわけですが,今後ご指摘の点 を踏まえ,検討させていただきたいと思います。
- 島野座長:法務総合研究所の評価については,研究評価検討委員会の評価とどう整理していくかが今後の検討課題となると思います。

それでは次に実績評価に移りたいと思いますが,実績評価は,(1)国民の権利擁護(2)法秩序の維持(3)出入国の公正な管理(4)国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理及び(5)その他に分けられています。これらの分野ごとにご意見を伺いたいと思います。まず,報告書8ページから26ページまでの(1)国民の権利擁護について,事務局から評価の概要についてご説明願います。

津本室長:それでは,「国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護」の分野の評価の概要について,簡単に御説明します。報告書8ページの「登記事務のコンピュータ化」をご覧下さい。この政策については,「登記情報の電子化により,登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく,登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また,利用者が登記所に出向くことなく,登記情報にアクセスすることができ,また,自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。」を基本目標として評価を実施しました。その結果,不動産移行完了率が70.2%,商業・法人移行完了率が79.4%となっており,これら電子化の実績を維持すれば,平成16年度末に主要登記所の電子化が完了する見込みであり,いずれも目標は達成していると評価しています。

報告書11ページの「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」をご覧下さい。この政策については、「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入を進めることにより、電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。」ことを基本目標に評価を実施しました。その結果、本制度を利用可能な法人の割合は約98%となっており、目標を達成していると評価しました。

報告書13ページの「外国法事務弁護士の在り方」をご覧下さい。この政策については、「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」を基本目標とし、「外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。」を達成目標として、評価を実施しました。その結果、外国法事務弁護士の現登録者数は12.6%増加しており、また、外国法事務弁護士の承認取り消し者数もゼロを維持したことから、外国法事務サービスの供

給量が増加し、結果として国内外のニーズに応えるものとなり、また、資格審査事務が適正であったと評価しています。

報告書17ページの「債権管理回収業の監督」をご覧下さい。この政策については,「債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。」を基本目標とし,「債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに,暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。」を達成目標として評価を実施しました。その結果,「苦情率」における「行為規制に関する実質的な苦情率」が1.9ポイント減少していること,「立入検査の実施率」及び「ヒアリング実施件数」はいずれも大幅に増加していること,ヒアリング結果等についても特に問題になる事項は認められないこと,債権回収会社の営業許可審査及び許可後の監督を行ったこと等により,いずれの指標についても目標値を達成し得たと評価しています。

報告書21ページの「民事法律扶助事業の推進」をご覧下さい。この政策については,『資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。』ことを基本目標とし,「増大する需要に対処するため,事業の効率化を図りつつ,民事法律扶助事業(法律相談援助,代理援助及び書類作成援助)の実施件数を増加させる。」ことを達成目標1として,「立替金債権の償還率を向上させる。」を達成目標2として評価を実施しました。その結果,民事法律扶助事業に対する需要の増加に対し,法律扶助協会が適切に対応し,事業を遂行していると評価しました。また,法律扶助協会において,立替金債権を適正に管理し,償還金収入の確保に努めていると評価しました。

島野座長:ただいまの部分についてご質問,ご意見がありましたらお願いします。

- 川端委員:8ページからの登記事務のコンピュータ化についてですが,見直しの有無の欄に,新たなシステムを導入すると書かれていますが,今後新しいシステムへ移行するということになると,セキュリティの確保の問題がこれからの課題になるのではないでしょうか。その点につきましてはどう思われますか。
- 民事局:セキュリティの確保が重要であるというのはご指摘のとおりであり,今後のシ ステムの開発に当たっても適正に対処してまいりたいと考えております。
- 川端委員:13ページからの外国法事務弁護士のあり方についてですが,14ページにあります事前相談件数が1,204件に対し,予備審査受理が43人ということで,相当な差がありますが,これは外国法事務弁護士に関する単純な質問が多いからなのか,複数回事前相談をする者がいるからなのか,という質問であります。2つ目としては,細かい点ですけれど,承認申請受理と承認の数が合わないのはどうしてでしょうか
- 司法法制部:まず1つ目ですが,おっしゃるとおり事前相談には,複数回相談する者,また,申請しないけれども相談する者もおりまして,したがって,このような差ができているということでございます。次のご質問の承認申請受理と承認の数については,正確にはわかりませんが,年度をまたいで処理した申請をカウントしたことが原因となっているのではないかと思われます。
- 川端委員:基本目標と達成目標との関係なのですが、外国法事務サービスを向上させるためには外国法事務弁護士の数が必要というのはそのとおりだと思いますが、外部要因の欄に書かれていますように、現在は外国法事務弁護士に対する需要というのは主として経済的要因で決まっているのが実情だと思われます。外国法事務弁護士が日本で事務所を設けるときは、相当の経費が必要となりますが、その経費をまかなえるだけの報酬を払えるような需要のみが実は外国法事務弁護士に対する需要になってくるわけで、それが飽和するところまでいけば、外国法事務弁護士の数が増えているから外国法サービス向上という目標が達成されているとは言えないと思います。つまり、単純に外部的要因で増加率が上下するだけになると思われますが、ここでは、達成目標で外国法事務弁護士の数を増やすことを目標としているのはどういったお考えからなのでしょうか。
- 司法法制部:日本の弁護士は約2万人とされています。また,外国法事務弁護士に対する需要も年々多くなっていると認識しております。いずれ外国法事務弁護士の数が多

くなるということであれば,数を増加させることがサービスの向上になるとは限らないということになるかもしれないですが,現時点では数の増加がサービスの向上につながると考えております。確かに経済的な要因に左右されるとは思いますが,行政側が評価するときは,承認の件数とか承認申請の受理件数とかいう数字で評価するしかないのかと思います。

- 島野座長:では,達成目標にあります対前年度増を達成するために行政としてはどのように努力したのでしょうか。
- 司法法制部:行政側から外国弁護士に,どうぞ来てくださいとは言えないところでございます。ただ,申請があった場合に,できるだけスムーズな申請手続を行うことが,外国法事務弁護士が活動を開始するために重要だと思っておりますので,できるだけ迅速な審査を進めるということを行っております。
- 川端委員:それでしたら,迅速な審査手続が行われているかどうか,迅速化するために はどんな施策が必要なのかといったことが検討の対象となるのであって,単純に外国 法事務弁護士の数の前年度増をもって迅速な対応が行われているとはいえないのでは ないでしょうか。
- 司法法制部:外国法事務弁護士の承認手続については,案件によって時間がかかる場合もありますし,すぐできる案件もあると思います。また,手続には日本弁護士連合会に意見を伺うという手続もございまして,川端先生のおっしゃることはごもっともでございますが,指標をもってそれを比較することをどのように行うのかはこれからの課題だと思っております。
- 田辺委員:19ページの(4)の実施率のことですが,この数字の分子が実施済会社数ですが,これは累計ですので,これをもって算出された数値は指標として意味がないと思います。モニター活動の実績をみるという点では,むしろ,当該年度の実施会社数を分子にして算出した方が正確な指標だと思いますがいかがでしょうか。
- 川端委員:私もまったく同じ意見で,これですと当該年度にどのくらい実施しているのかが出てこないと思いますので,目標から照らしても関係ないところを計算しているのかと思います。
- 司法法制部:検討させていただきます。
- 川端委員:外国法事務弁護士ですが,承認取消数がゼロであったとしていますが,承認取消しにならなくても,懲戒を受けている場合はあると思います。戒告,業務停止,退会命令までは承認取消しにならないと思います。こういった点についてはご調査されているかということと,承認取消しになった場合というのは,除名になったり,破産したといった非常に重大な場合でして,依頼者が迷惑を受けた程度では該当しないので,承認取消数だけで評価するのは適当ではないと思われますが,なぜ,この点だけを指標にしているのですか。
- 司法法制部:これまで,外国法事務弁護士が懲戒処分を受けたことは少なかった,あるいはなかったということがありまして,それで承認取消数を指標として使ったのですが,ご指摘の通り,今後,承認取消数や懲戒処分数が増えてきたのであれば,それを指標として使うことも考えていきたいと思います。
- 島野座長:今,議論にありました懲戒処分等の指標を入れるとしたら16年度以降になりますか。
- 司法法制部:新たな指標をどこで取り入れるかも含めまして検討させていただきたいと 思います。
- 川端委員:法律扶助事業の関係で,23ページのグラフを見るとわかりますが,法律扶助件数も,法律相談件数も国庫補助金の関係でその伸びが抑えられているというのが現状だと思われます。実情から申しますと,平成13年度,14年度は自己破産の予算を使い果たして,もう受理しないという緊急事態にまでなったわけです。平成15年度はそういうことはなかったのですが,実は,扶助する要件を厳しくして,ほとんどの支部で生活保護相当の人しか扶助しないといった規制をかけたために,予算を使い果たさなくて済んだということがありました。それから,法律相談の援助件数も予

算で限られている状態です。各支部に予算配分をして,この予算の範囲内でしか相談を受け付けていないということです。この政策は予算を拡大するのが重要で,以前に比べれば予算額は増加していますが,その伸びが鈍ってきていると思われます。本当の意味で裁判を受ける権利が保障されるためには,国庫補助金の額が天井になって頭打ちになっているという実情を何とかしないと法務省の政策として不十分なのではないかと思われますが,どのようにお考えでしょうか。

人権擁護局:委員ご指摘の点は扶助協会から当方に対して補助金の増額要求等がございまして,予算が件数の上限を規定しているとのご指摘を受けており,大変恐縮に思っているところでございます。ただ法務省としても,ここ数年毎年5億円規模で増額要求をはかっておりまして,さらに,23ページの上の表を見ていただけるとおわかりいただけるのですが,償還金収入と国庫補助金の増加を合わせると毎年10億円規模で事業規模が伸びております。それでも足りないというご指摘かと思いますが,引き続き法律扶助に対する需要に適切に対応するために必要な予算を要求していきたいと思っております。

田辺委員:25ページの償還率についてですが,償還率が上がっているとのことですが, 償還率が上がったとしても,期首の立替金の債権は膨らんでいきますので,これは長 期的にはシステムとしてもたなくなるのではないでしょうか。

人権擁護局: 期首立替金債権が膨らむのは,現在事業が拡大しているからでありまして, このシステムがどうこうなるという話ではないと思います。

島野座長:それでは,27ページから85ページまでの(2)法秩序の維持及び(3) 出入国の公正な管理について,ご説明お願いいたします

津本室長:それでは,「法秩序の維持(刑事・治安の面から)」及び「出入国の公正な管理」の分野の評価の概要について,簡単に御説明します。まず,「法秩序の維持(刑事・治安の面から)」の分野から御説明いたします。報告書27ページの「被害者等通知制度の適切な運用」をご覧下さい。この政策は「刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。」ことを基本目標とし,「被害者等に対し,被害者等通知制度を広く知らせて,通知を希望する人に対し,可能な範囲で,刑事事件の処分結果等の情報を提供する。」ことを達成目標として評価を実施しました。平成15年は,44,442名からの通知希望があり,79,454件の情報を通知しましたが,今後も,改善すべき点があれば検討し,刑事司法の適正かつ円滑な運営に向け,より一層取り組んでいくこととしています。

報告書29ページの「検察広報の積極的推進」をご覧下さい。この政策は,「検察に対する国民の理解を深め,国民の信頼を高める。」ことを基本目標とし,「全国の各検察庁において,幅広い層の国民に対し,検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。」ことを達成目標として評価を実施しました。その結果,各検察庁において様々な検察広報活動が実施されたこと,検察広報官が増設され効率的で効果的な検察広報活動が行われたこと等により,検察に対する国民の理解を深め,国民の信頼は高まりを見せていると評価しました。

報告書32ページの「捜査における通訳の適正の確保」をご覧下さい。この政策は、「適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。」ことを基本目標とし、「通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公平・中立な通訳を行うための心構えを習得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。」ことを達成目標とし、2日間にわたり参加人員50人の研修を実施し、通訳人としての資質の向上に資することとなったと評価しております。

報告書35ページの「矯正職員に対する研修の充実強化」をご覧下さい。この政策は、「受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。」ことを基本目標とし、「矯正施設で勤務するすべての職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与える。」ことを達成目標として評価を実施しました。その結果、指標とした研修科目を導入するなどして、研修員に対して広く人権意識の涵養を図ったとしています。

報告書38ページの「矯正施設における職業教育の充実強化」をご覧下さい。この

政策は、「受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるよにする。」ことを基本目標とし、「受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。」ことを達成目標1とし、「受刑者に対し、職業に必要な知識・技能を修得させる」ことを達成目標2として評価を実施しました。指標については、いずれも前年度増の目標値を設定したところ、職業訓練の受講者数のみ前年度を下回ったものの、高い水準を維持しており、受講機会を広く与えていると評価しております。

報告書41ページの「矯正施設における教育活動の推進」をご覧下さい。この政策は、「被収容者が、犯罪、非行事実を客観的に見つめ、被害者に対する自らの過ちに気付き、自己の責任を自覚できるようになる。」ことを基本目標とし、「被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムを作成する。」ことを達成目標として評価を実施しました。その結果、本年度の調査研究においては、行刑施設16庁、少年施設3庁において、対象者に応じたプログラムの在り方等についての調査研究を総括しております。

報告書43ページからの「更生保護活動の推進」をご覧下さい。この政策について は、4つの基本目標を定めて評価を実施しました。まず、43ページにある「保護観 察対象者が改善更生する。」を基本目標1とし、「保護観察処遇の充実強化を図る。」 を達成目標1に,「保護観察対象者の就業を確保する。」を達成目標2にそれぞれ評 価したところ、分類処遇については、平成15年度の調査の結果分析を材料として、 16年度に制度改正を行う予定でありまして,類型別処遇については,覚せい剤事犯 対象者に対する簡易尿検査の実施を始めとする本制度の適切かつ有効な活用ができ, 社会参加活動については保護観察対象者の改善更生に大きな役割を果たしていると評 価しております。また、各種集団処遇についても、それぞれ一定の効果が期待できる と評価し,全国の協力雇用主数も前年に比べ増加するなど一定の成果が上がっている と評価しました。次に、49ページでは、「保護司制度がより活性化される。」を基 本目標2とし,「保護司を幅広く確保し,研修を充実させる。」を達成目標に評価し たところ,その結果,全保護司に占める女性保護司の割合は改善されましたが,保護 司定数の充足率及び保護司の平均年齢には大きな変化が見られませんでした。次に, 52ページでは、「犯罪予防活動を助長する。」を基本目標3に、「社会を明るくす る運動への参加を促進させる。」を達成目標1に,「更生保護ボランティア団体の活 動を促進する。」を達成目標2にそれぞれ評価したところ,社会を明るくする運動が 着実に地域社会に浸透していること,更生保護ボランティア各団体においては,幅広 い活動を展開しており,今後も活動の一層の活性化を図られるよう支援する必要があ るとしています。次に , 5 8 ページでは , 「更生保護施設における犯罪前歴者等の社 会復帰を促進する。」を基本目標4に,「築後おおむね20年以上経過し,老朽化が 進んだ更生保護施設について、順次改築・補修する。」を達成目標に評価したところ、 4施設を整備し,処遇施設としての整備が図られたとしています。

報告書60ページからの『「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施』をご覧下さい。この政策については2つの基本目標を定めて評価を実施しました。まず,60ページの「オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。」ことを基本目標1に評価を実施しました。立入検査等の実施の結果,教団が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにしたとしています。次に,63ページの「内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。」ことを基本目標2として評価したところ,国際テロ等に関する情報を関係機関に迅速・適時に提報し,提報先から一定の評価を得たとしています。

次に、「出入国の公正な管理」の分野の評価結果について御説明いたします。報告書65ページからの「外国人の円滑な受入れ」をご覧下さい。この政策は、「我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。」ことを基本目標とし、3つの達成目標を設定して評価を実施しました。まず、65ページの「専門

的,技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。」ことを達 成目標1に評価したところ,特区法に基づく入管法の特例措置により,特区内の研究 施設等における外国人研究者が研究の成果を利用して事業経営を行うことが可能にな ったほか,永住許可要件の明確化・弾力化により,我が国で長期活動を希望する有益 な専門的,技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができたとしていま す。次に,69ページの「研修生,技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現す る。」ことを達成目標2に評価したところ,技能実習移行対象種目を拡大したほか, 「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を行うことなどにより,研 修生,技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができたとしています。次に 7.4ページの「学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現す る。」ことを達成目標3に評価したところ、特区における特例措置として夜間大学院 留学生の受入れを認めるなど , 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・ 在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたとしています。 報告書78ページの「好ましくない外国人の排除」をご覧下さい。この政策は,「我 が国社会の安全と秩序の維持を目指す。」ことを基本目標に,「平成20年までの5 年間で不法滞在者を半減させる。」ことを達成目標に評価を実施しました。その結果, 集中摘発や厳格な入国審査等の総合的な不法就労外国人対策を講じたことにより,不 法残留者数は前年を下回り,効果的な不法滞在者対策を実施することができたとして

- 島野座長:ありがとうございました。大変膨大な報告ですけれど,ご意見やご質問がご ざいましたらお願いいたします。
- 前田委員:刑事局の27ページからの被害者通知制度ですが,見直しの有無に記載されておりますが,ぜひ通知希望者に通知しなかった数についても出してほしいと思います。それと,29ページからの検察広報の積極的推進ですが,実施回数だけでなく移動教室等の中身も教えていただきたいと思います。実施回数等はよくわかるのですが,最近色々な動きがございますので,法律をどう小学校,中学校段階から理解してほしいのか,法教育の内容に関しても教えていただけたらと思います。
- 刑事局:被害者通知制度につきましては,これまでの懇談会でもご指摘を受け,今年度から統計を取っておりますので,来年度はご報告できるかと思います。前にざっとしたところで把握した時には,全体数からすると少ない件数でしたので,あえてここには載せてなかったと思います。法教育の中身につきましては,各検察庁で色々な工夫をしておりますので,内容については様々というのが実情でございます。また,学校側からのニーズもあって,教育内容はまちまちですけれども,基本的には,裁判とか,刑事手続がどういうものかという抽象的な話であったり,一般的によく知られていない検察について説明するといったところです。
- 島野座長:内容については評価の対象にしづらいけれど,前田委員の趣旨はご理解いた だけたということですね。

刑事局:はい。

田辺委員:32ページの通訳人の研修についてですが、研修に関する指標等を設定しているわけですけれども、そもそも絶対数が足りているのかというところが一番の問題ではないのかと思います。そうであるならば、通訳を必要とする件数と登録されている件数を言語ごとにその数を出していただければと思います。これでいきますと、この研修で対応できるということにならないかと思うのですが。

島野座長:適正な通訳人というところで、数の確保も大切だということですね。

刑事局:これにつきましては,去年の懇談会で,通訳人について何かできないか,というご指摘で今年度から評価を行っておりまして,私どもも手探りで行っていてどうやって評価しようかといった状態であります。委員ご指摘の点は検討させていただきたいと思いますが,検察庁で把握している通訳人の数は5千人ぐらいはいるわけでございます。そういった中でご指摘の点をどう検討していくかは今後の課題とさせていただきます。15年度の評価はこのように行っておりますということでご承知いただき

たいと思います。

- 川端委員:今の点は私も気になったのですけれども,もし本当に通訳人が5千人いるとすると,50人の研修では約100年かかりますが,その点についてはどうお考えですか。
- 刑事局:これについても、昨年の委員からもご指摘があって、なぜ50人なのかという質問があったところなのですが、これは、各地検で概ね1人ぐらいずつ、推薦していただいているのですが、様々な制約の中で研修を実施するとこの程度の規模でやらざるを得ないということです。もちろんこれだけではなく、いろいろな形の情報提供を各地検等で通訳人の方とお話をするという機会を設けるといった形でさせていただいており、努力もしてるところです。
- 前田委員:41ページからの矯正局に関してですが、被害者の立場をというところで、研究を総括したという事ですが、もう少し、被収容者が被害者の立場を理解するという中身につながるような、どこがどう変わったのかが表に出ると良いと思います。それと、52ページからの保護局の更生ボランティア団体の活動の促進のところで、平成14年と15年を比べて、むしろ15年の方が減少しているということですが、ボランティアを活性化するというのは容易でないということは良くわかるのですが、色々なところで取り組み始めておりますので、ぜひ具体的な数値として、上げるためにはこういう努力をしていくという方向性を考えていただきたいと思います。
- 島野座長:これらの意見については,各担当部局で検討していただくということでお願いたします。

それでは、次に(4)の国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理それから(5)すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等,83ページから114ページまでですが、よろしくお願いいたします。

津本室長:それでは、「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」及び「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」の分野の評価の概要について、簡単にご説明します。「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の分野からご説明いたします。報告書83ページをご覧下さい。基本目標を「訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。」こととし、「訟務部門が処理する本訴事件の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。」を達成目標に評価を実施した結果、平成15年度中に地方裁判所で言い渡しのあった第1審判決のうち、約7割が2年以内に言い渡されたものの、残りの約3割については2年を超えることとなりました。

続いて、「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」の分野の評価の概要について、御説明します。報告書86ページの「広報活動の推進」をご覧下さい。この政策は、「国民等が、法務省の活動を理解できるようにする。」を基本目標に、「法務省ホームページのアクセス件数が増加する。」等5つの達成目標により評価を実施しました。いずれも前年度増の目標値等を設定していますが、件数等はおおむね前年度を上回っています。

報告書90ページの「行政手続のオンライン化の推進」をご覧下さい。この政策は,「法務省が扱う264の申請・届出等手続のうち,対面審査を要することなどからオンライン化になじまない35手続を除いた229手続についてオンライン化を実現する。」ことを基本目標として評価を実施し,その結果,平成15年度の目標値である147の各手続については,1手続を除いてオンライン化が終了しています。

報告書92ページの「女性職員の採用・登用の拡大の推進」をご覧下さい。この政策は,「男女共同参画社会の実現に寄与するため,法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。」ことを基本目標として評価を実施し,その結果,一部平成16年度以降に効果が生じるものもあるが,その大半は平成15年度にその効果が及んでおり,指標に対する目標値等の達成に貢献していると評価しております。

報告書103ページの「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」 をご覧下さい。この政策は、「外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手 国により理解される。」ことを基本目標に,「専門家派遣及び外国の研修員の受入れ 依頼に対応する。」ことを達成目標に評価を行いました。その結果,専門家派遣依頼 に対する達成度は100%であり,実績は良好であるとしています。なお,平成15 年度は研修依頼はありませんでした。

報告書106ページの「国際連合に協力して行う研修,研究及び調査の推進」をご覧下さい。この政策は,「開発途上国における刑事司法運営が効率的になされるようになる。」ことを基本目標に,「犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施」を達成目標1に,「国際的な刑事司法の現状や実態の分析により,刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催」を達成目標2に,「国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加」を達成目標3に評価を行いました。その結果,国際研修の実施件数及び国際会議の開催回数等について概ね目標値等を達成しております。

報告書110ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」をご覧下さい。この政策は、「支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。」ことを基本目標に、「開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施」を達成目標1に、「諸外国の法制等の調査研究の実施」を達成目標2に、「法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催」を達成目標3に評価を行いました。その結果、国際研修の実施件数及び諸外国への調査職員の派遣件数等について、概ね目標値等を達成しております。

島野座長:何かご質問はありませんでしょうか。ないようですので,最後に総合評価に ついて,事務局からご説明願います。

津本室長:それでは,総合評価の概要について,簡単にご説明します。冒頭に黒川官房参事官から総合評価に関する説明があったとおり,「法制度の整備」については,基本法制の整備を終えた後に評価をすることとしており,今回は,中間報告的な内容となっています。報告書 1 1 6 ページからの「法制度の整備について」をご覧下さい。平成 1 5 年度に国会において公布されたものとして,1つ目に抵当権等の担保物権の内容及びその実行手続を社会経済情勢の変化に対応させ,民事執行制度について権利実現の実効性を確保することを目的とする担保物権及び民事執行制度の改善のため民実の観点から,司法制度改革の一環として,民事裁判の充実・迅速化を図るため,民事訴訟手続を改善するための民事訴訟法等の一部改正が認められ,3つ目として家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため,人事訴訟に関する手続について,人事訴訟法の制定が認められます。

島野座長:確認ですが120ページからの立法作業シートについては,中間的な報告ということですね。

それでは,総合評価について評価未了ではありますが,特段のご意見があればお願いいたします。

秘書課長:いつも我々が悩むところですが,法制度を作っていくことをどういう指標で評価するのか,昨年度も議論になりましたが,法整備の評価のあり方についてご意見がありましたら聞かせていただきたいと思います。

島野座長:確認なのですが,津本室長から,何々が認められたと説明があったのですが, これは,その部分の立法があったということでよろしいのでしょうか。

津本室長:そうでございます。

島野座長:民法の口語訳のことですが、これは口語訳というのでしょうか。

民事局:こちらでは現代語化と申しております。

田辺委員:基本的にこの総合評価については,この期間の中でここまでやりましたという中間報告の記載を中心に記載していただければ,それで構わないと思います。今の 段階ですとこの法制が世の中をどう変えたか,ということまでは評価できないと思い ますので。ただ,気になるところは,課題の内容のところの3の具体的内容(2)法 整備の具体的内容で、「等」と記載していますが、法制化の進行管理としての意味はあるかと思いますので、何がどこまで成立し、何がどこまで進んでいないのかを明らかにするためにも、できるだけ省略している部分も記載された方がわかりやすいかと思います。

- 前田委員: ここでの評価は,法務省のなかで仕事が終わったというだけの話なのですか。 国民の側からすると,その後法律が成立したとか,どうなったのかというのも載せて いただけるとわかりやすいと思います。
- 秘書課長:そこは三権分立の話になるわけですが,法律を通すには国会を通らなければならないわけで,法案を通すということまで当然に法務省の仕事とされるのはどうかということになるわけで,法務省でできることは,法案を作って国会に提出するところまでだろう,それ以上の仕切りは,少し難しいだろうということを以前の懇談会でもお話したところです。

島野座長:法律が制定されたら,制定されたと書くことは良いと思います。

秘書課長:制定されたら制定されたと書くことは良いでしょうね。

- 六車委員:雑談的なところなのですけれど,私は法制度について大学で取り組んでおりますが,法律の名称が非常に長くて,皆が略称を使っています。また,言葉が分かりずらく,業界用語のような用語を使用している法律もあります。法務省は基本的な法律を作っておりますので別だと思っており,また,これは法制局の管轄だと思いますが法務省として意見が言えるのであれば,もう少し短くして分かりやすい名称にしていただけるようにうまくリードされたら良いかと思います。
- 秘書課長:雑談としてということならば発言させていただきますが,法務省は確かに優等生かもしれませんが,決して例外であるとは思っておりません。国会対応をさせていただいておりますと,この名称はどうかと思うものもございます。特定調停法という法律がございます。これは,議員立法なのですが,結局出来上がった法律は,特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律という名称でございます。本来の法律の内容を正確に表すとすると余計にわかりにくくなるということもございますので,もう少し短くできないかということを個人的に法制局の方と議論をしているところでございますが,確かにそういう声は多いと感じております。
- 六車委員:一つだけ付け加えさせていただきますと,略語が通用していて,学生が六法全書で引けないことがあります。通称公害罪法というのがございますが,これは,「人の健康に」で始まりますので実は「ひ」で引かなくてはならないのです。まさか「ひ」で引かなければならないとは学生は思わないので,もっと短くて良い名前を付けていただけないかと思います。
- 島野座長:私からですが,60ページの表題についてですが,今はオウム真理教という 名称は変わったのではないでしょうか。
- 公安調査庁:アーレフという名称は,あくまでもオウム真理教側が使用しているものであり,当庁としましては,依然として松本智津夫に帰依しているオウム真理教ということで捉えております。
- 山根委員:あいかわらず色々な少年事件が多く起こっているわけですが,そういう事件が起こると,どうしても非行少年が短い期間で施設から出てきたら怖いという意見が出てきてしまいます。そういうことに関しては専門家の色々な長年の判断があると思いますが,一般の国民にはなかなか理解できないところがあると思います。矯正施設でどういう教育や訓練を受けているのかとか,どういう専門家の判断で行っているのかといったところまでの情報があれば,国民の理解とか信頼を得ることができて,矯正を終えた人が地域に社会復帰するときに受け入れ態勢を整備したりということがあると思います。被害者のことばかり公になる,ととられぬよう法や矯正への理解を広げることが大事だと思います。

島野座長:大変ご熱心な議論をありがとうございました。本日いただきましたご意見等 の取り扱いについて事務局からご説明願います。

秘書課長:本日も,非常に貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。本日

- の議事につきましては,議事録を作成したいと考えておりますが,事務局で案を作成し,後日皆様に送付させていただき,ご確認いただく形をとらせていただきますので,よろしくお願いいたします。なお,伺わせていただいたご意見等については,各政策所管部局に通知し,これを踏まえて,今後の政策評価の実施や施策の検討に生かしていく所存でございます。
- 島野座長:本日いただきましたご意見等については、ただいまの説明のとおりに取り扱っていただければと思いますが、法務省のホームページで公表する当懇談会での意見の最終的な確認については、私に一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 (賛成)
- 島野座長:よろしいということですので,そうさせていただきます。それでは,予定の時刻となりましたので,本日はこのあたりまでとさせていただきます。次回以降の日程について,事務局からご説明願います。
- 黒川官房参事官:本年度の2回目の政策評価懇談会は,本年9月下旬に開催し,政策評価の結果の反映状況について,ご意見を伺うほか,本日は事後評価についてご意見をいただきましたが,次回は事前評価についてご意見を伺わせていただきたいと思っております。また,現在実施している平成16年度の政策評価の実施計画の見直しの要否についても,併せて,ご意見を伺わせていただきたいと考えています。本年度は,さらに,年明け後に,3回目の懇談会を開催させていただきたいと考えていますが,具体的な日程などについては,後日,事務局からご連絡させていただきますので,よろしくお願いします。本日は,誠にありがとうございました。

島野座長:本日はこれで閉会とさせていただきます。皆さま,ありがとうございました。

【以上】